

平成 30 年 12 月 10 日
議院運営委員会理事会

衆議院における受動喫煙防止対策について

健康増進法の改正等に伴い、2020 年 4 月 1 日以降、国会は原則屋内禁煙となり、喫煙専用室でのみ喫煙が可能となることから、本院における受動喫煙防止対策については、以下のとおりとする。

1. 屋内禁煙

2020 年 4 月 1 日以降、喫煙専用室を除き、屋内は禁煙とする(※)。

2. 喫煙専用室の整備

- ①本館、分館及び議員会館等の喫煙室は、厚生労働省令に適合する喫煙専用室（喫煙のみ。）として整備する。
- ②議員会館地下 1 階食堂内の喫煙コーナーは、当分の間、厚生労働大臣が指定する加熱式たばこ専用の喫煙室（飲食可。）として使用できるよう整備する。

3. 屋外の灰皿の移動又は撤去

屋外に設置されている灰皿は、望まない受動喫煙を生じさせることがないように速やかに適切な場所に移動又は撤去する。

(※) 人の居住の用に供する場所（議員宿舎等の居室）は、法により禁煙の適用が除外されている。